

簡易公募型に準じた競争入札方式（総合評価落札方式（簡易型））に係る手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成23年10月21日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所長 酒井 洋一

1. 業務概要

(1) 業務名 中城湾港仮設構造物劣化調査構造検討業務（電子入札対象案件）

(2) 業務内容 本業務は、中城湾港泡瀬地区土砂処分場の仮設構造物について劣化状況等を構造物毎に調査・点検するとともに、現場条件や施工状況も踏まえつつ総合的観点にて健全度評価を行い、さらには、仮設構造物の補強断面及び工法について検討するものである。

主な業務内容は以下のとおりである。

- ・劣化度調査 1式
- ・解析・検討 1式

(3) 主たる部分

本業務における「主たる部分」は港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書第1編共通編第1章1-29再委託に示す他、次のとおりとする。

- ・上記の主な業務内容のとおりに

(4) 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(5) 履行期間 契約締結の翌日～平成24年3月23日

(6) 本業務は、入札前に業務計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

(7) 本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。詳細については入札説明書による。

(8) 本業務は、競争参加資格を有すると認められたものに対し、見積参考資料を開示する試行業務である。

2. 指名されるために必要な要件

入札参加者は、2-1に掲げる資格を満たしている単体企業又は2-2に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

なお、本業務に係る申込者は、別途発注済みの「平成23年度中城湾港監督補助業務(受注者：(株)レキオコンサルタント)」(以下監督補助業務)、「平成23年度港湾空港技術審査補助業務(受託者：(財)港湾空港建設技術サービスセンター)」(以下技術審査補助業務)及び「平成2

3 年度中城湾港発注補助業務（受託者：(財)港湾空港建設技術サービスセンター）」（以下発注補助業務）の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
また、監督補助業務、技術審査補助業務及び発注補助業務における担当技術者の出向元又は派遣元及び出向元又は派遣元と資本面、人事面において関連がある者でないこと。

2－1．単体企業

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄総合事務局における平成23・24年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

2－2．設計共同体

- (1) 2－1．に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成23年10月21日付け内閣府沖縄総合事務局開発建設部長公示）に示すところにより沖縄総合事務局開発建設部長から中城湾港仮設構造物劣化調査構造検討業務に係る設計共同体としての競争参加資格者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

2－3．入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規程に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ①親会社と子会社の関係にある場合
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-4. 参加表明書に関する要件

(1) 参加表明書の提出者に対する要件

① 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種又は類似業務等について、平成13年度から本案件の公示日までに完了した国、都道府県、政令市等の公共事業を実施する機関が発注した契約金額100万円以上の業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有さなければならない。

- ・ 同種業務：鋼構造の橋梁または栈橋の劣化調査かつ設計を実施した業務。
(上記に関するすべての実績を求める。ただし、同一業務による実施でなくても良い。)

- ・ 類似業務：鋼構造の橋梁または栈橋の設計を実施した業務。

なお、設計共同体の場合は構成員の全ての者が1件以上の実績を有すること。

② 実績として挙げた個々の業務成績が、沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係)及び地方整備局発注業務(港湾空港関係)であり、かつ、平成14年4月1日以降に完了したもので請負業務成績評定を得ているものにおいては、60点以上であること。

③ 平成20年度から22年度末までに完了した業務について、担当した沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係)及び地方整備局発注業務(港湾空港関係)の年度毎の平均業務成績が2年連続で60点未満でないこと。

ただし、100万円以上の沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係)及び地方整備局発注業務(港湾空港関係)の実績がない場合は、この限りではない。

④ 業務実施体制

業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。また、設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

(2) 配置予定技術者に対する要件

外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）又は国土交

通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

指名通知の日は平成23年11月11日（金）を予定する。

なお、配置予定技術者とは予定管理技術者、予定照査技術者及び予定担当技術者のことをいう。

①予定管理技術者

予定管理技術者については下記のア)、ウ)に示す条件を満たす者であり、イ)の実績を有する者であることとする。

ア) 下記のいずれかの資格を有する者

- [1]技術士：【総合技術監理部門（建設－港湾及び空港、建設－道路）】の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- [2]技術士：【建設部門（港湾及び空港、道路）】の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- [3]RCCM：（港湾及び空港部門、道路部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

イ) 下記のいずれかの実績を有する者。

- [1]平成13年度から本案件の公示日までに完了した国、都道府県、政令市等の公共事業を実施する機関が発注した契約金額100万円以上の業務（再委託による業務の実績は含まない）のうち、以下に記載する「同種又は類似業務」において1件以上の実績を有する者。
 - ・同種業務：鋼構造の橋梁または栈橋の劣化調査かつ設計を実施した業務。（上記に関するすべての実績を求める。ただし、同一業務による実施でなくても良い。）
 - ・類似業務：鋼構造の橋梁または栈橋の設計を実施した業務。

なお、実績として挙げた個々の業務成績が、沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係）及び地方整備局発注業務（港湾空港関係）であり、かつ、平成14年4月1日以降に完了したもので請負業務成績評定を得ているものにおいては、60点以上であること。

ウ) 平成20年度から22年度末までに完了した業務について、担当した沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係）及び地方整備局発注業務（港湾空港関係）の年度毎の平均業務成績が2年連続で60点未満でないこと。

ただし、100万円以上の沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係）及び地方整備局発注業務（港湾空港関係）の実績がない場合は、この限りではない。

② 予定照査技術者

予定照査技術者については下記のア)、ウ) に示す条件を満たす者であり、イ) の実績を有する者であることとする。

ア) ① 予定管理技術者のア) に同じ。

イ) ① 予定管理技術者のイ) に同じ。

ウ) ① 予定管理技術者のウ) に同じ。

(3) 指名されるために必要な要件確認のため、添付を義務づけた技術資料等において、添付がなく、記載内容の確認できない場合は、書類不備により、指名されるために必要な要件の確認ができないとして失格とする。

2-5. 入札参加者を選定するための基準

沖縄総合事務局競争参加者選定要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験等を勘案するものとする。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び業務の実施方針に対する技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記(2) 総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者としてすることがある。

② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

なお、本業務は、「低入札価格調査及び詳細な低入札価格調査(試行)対象業務」(以下、「低入札価格調査」という。)であり、低入札価格調査の詳細は入札説明書によるものとする。

③ 上記調査は、資料の提出及びヒアリングを実施するが資料の提出を行わない場合、ヒアリングに応じない場合(辞退を含む)は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

④ 本業務は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とし、それまでに落札者がいないときは、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

- ⑤ 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

① 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

② 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

なお、価格評価点の配分点は60点とする。

③ 技術評価点の算出方法

技術提案の内容に応じ、下記ア)、イ)、の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

ア) 配置予定技術者の経験及び能力

イ) 実施方針等

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点 (60点)}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

- ④ 総合評価は入札者の申込みに係る上記ア)、イ)により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

(3) 技術評価点を算出するための基準

詳細は入札説明書による

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒900-0001 沖縄県那覇市港町2丁目6番11号

沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所 品質管理課 契約審査係

電話098-867-3710

FAX098-860-8453

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び交付方法

入札説明書は電子入札システムから入手するものとする。（ただし、紙入札方式の参加承諾を得た者には上記4.（1）にて交付する。）

交付期間：平成23年10月21日（金）～平成23年12月12日（月）までのうち、
閉庁日を除く毎日の9時00分～17時15分までとする。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2-1.（2）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者及び申請中の者とする。

(4) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：平成23年10月31日（月）17時15分

ただし、紙入札方式による場合は、同日の17時15分

提出場所：紙入札方式による場合は上記4.（1）に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）。

(5) 技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：平成23年11月21日（月）17時15分

ただし、紙入札方式による場合は同日の17時15分

提出場所：上記4.（1）に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、紙により沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所 品質管理課に持参すること。

入札日時：電子入札システムによる場合の締め切りは平成23年12月12日（月）17時15分まで。

持参による場合の締め切りは平成23年12月12日（月）17時15分まで。

開札日時：平成23年12月13日（火）15時00分

開札場所：沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除。

②契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続における交渉の有無 無。

(5) 契約書作成の要否 要。

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約特約事項として添付する。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.（1）に同じ。

(7) 本案件は提出資料及び入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細

については、入札説明書による。

(8) 詳細は入札説明書による。

6. Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity

: Youichi Sakai, Director of the Okinawa General Bureau, Naha Ports and Airport Office.

(2) Subject matter of the contract: Structure deterioration investigation structure examination

(3) Time-limit to express interests by electronic bidding system : 17:15 31 October 2011. (by bringing : 17:15 31 October 2011.)

(4) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 17:15 12 December 2011. (by bringing : 17:15 12 December 2011.)

(5) Bid Opening : 15:00 13 December 2011.

(6) Contact point for tender documentation: Okinawa General bureau , Naha Ports and Airport Office , 2-6-11 Minatomachi , Naha City Okinawa prefecture , 900-0001 Japan , Tel 098-867-3710